

利用団体の皆様へのお知らせ

団体登録について、これまで実施していなかった以下2点を利用団体登録条件を定めるにあたり新しく導入しました。内容のご確認をお願いいたします。

【導入の理由】

当選確率を上げるための不正行為防止のため

①毎年、年度初めに登録内容の更新をする（2021.4～）

②その際、メンバー表も提出する

※メンバー表の提出は速やかに舞岡地区センター受付まで直接ご提出ください。
（FAX、郵送は不可）

※メンバーの入れ替えがあった場合はその都度お申し出ください。

<利用団体登録の条件>

①サークル活動が基本であること

②活動内容が営利目的ではないこと

③同様の活動をし、すでに登録されている他団体とメンバーが6割以上重複していないこと

◆登録条件を満たしているかを確認するため、登録申請の際にメンバー表の提出および登録条件に同意していることの代表者の署名が必要となります。

◆登録申請を行う方はメンバー表に氏名を記載することについてご本人の同意を得てください。

◆適宜、上記の登録条件に合致していることを確認させていただき、次に該当する場合、団体登録を取消しにする場合があります。

- ・登録条件に反する行為や不適切な利用等があった場合
- ・登録申請内容に虚偽があった場合
- ・当選確率を上げるために実態として同一の団体が複数の団体名を使って、抽選申込をした場合

（抽選前にメンバー表を確認します）